

○羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護審 議会公印規程

平成 17 年 3 月 22 日規程第 2 号

最終改正 平成 31 年 3 月 22 日規程第 5 号

(趣旨)

第 1 条 羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護審議会の公印に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(公印の名称、寸法、ひな形等)

第 2 条 公印の名称、番号、書体、寸法、材質及び用途は、別表第 1 のとおりとし、そのひな形は、別表第 2 のとおりとする。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第 3 条 公印の新調、改刻及び廃止は、羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護審議会会長の承認を受けなければならない。

(委任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱い等については、羽村・瑞穂地区学校給食組合公印規程（平成 31 年規程第 1 号）の例による。

付 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 22 日規程第 5 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名 称	番 号	書 体	寸 法	材 質	用 途
羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護審議会 会長印	1	てん 書	方 21mm	つげ	一般文書用

別表第2（第2条関係）

羽村瑞穂地区
学校給食組合
個人情報保護
審議会長印